

ストックオプションの付与に関するお知らせ



平成17年7月4日

各 位

会 社 名 株式会社エイジア
代表者名 代表取締役社長 江藤 晃
(コード 2352)
問合せ先
役職・氏名 取締役 須藤 昌人
電話 03 - 5461 - 0848

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年7月4日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成17年7月29日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションの目的及び有利な条件により新株予約権の発行を必要とする理由
当社取締役及び従業員並びに監査役に対し、当社の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社取締役及び従業員並びに監査役
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式50株を上限とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 割当てる新株予約権の数

50個を上限とする(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込みをなすべき金額は、1株当たりの払込価額(以下、行使価額とする)に(3)で定める新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の前日以前3ヶ月の日本証券業協会が公表するグリーンシートにおける約定値(約定値のない場合は売り気配値)の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の取引値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の取引値)を下回る場合は、新株予約権発行日の取引値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年8月1日から平成27年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使できないものとする。

新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案についての株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

前号に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年7月29日開催予定の当社臨時株主総会において、「特定の者に対してストックオプション目的の新株予約権を無償で発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上